

公示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和7（2025）年2月21日

収支等命令者

佐賀県男女参画・こども局こども家庭課長 末次 博之

1 業務内容

- (1) 委 託 名 称 令和7年度こどもの未来応援コーディネート業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙業務委託仕様書による
- (3) 業 務 期 間 令和7（2025）年4月1日（火）から
令和8（2026）年3月31日（火）まで
- (4) 委 託 上 限 額 9, 2 0 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 佐賀県内に事務所を有し、概ね月1回以上の打ち合わせが可能であり、普段から佐賀県との密接な連絡調整を行うことができるものと認められること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 提出先

- (1) 担 当 課 佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課 家庭支援担当
住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電 話 0952-25-7567
ファックス番号 0952-25-7300
メールアドレス kodomo-katei@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の掲載期間及び方法

令和 7 (2025) 年 2 月 21 日 (金) から令和 7 (2025) 年 3 月 14 日 (金) まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 事前説明会

本件企画コンペについては、事前説明会は実施しない。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書 (様式第 1 号) に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とし、封筒に「令和 7 年度こどもの未来応援コーディネート業務委託資格審査書類在中」と朱書きすること。

- (1) 提出期限 令和 7 (2025) 年 2 月 28 日 (金) 午後 5 時まで

- (2) 参加資格の確認結果は、令和 7 (2025) 年 3 月 7 日 (金) までに通知する。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とし、封筒に「令和7年度こどもの未来応援コーディネート業務委託提案書在中」と朱書きすること。

- (1) 提案書の内容は、別紙説明書のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和7(2025)年3月14日(金)午後5時まで

7 プレゼンテーションの日時及び場所

本件企画コンペは書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない。

8 結果の通知

令和7(2025)年3月28日(金)までにすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別表のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目はゼロ点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容についての評点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

この公示に掲げる手続は、令和7年2月佐賀県議会において、当該委託業務に係る予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

(別表)

評価基準

審査項目	評価の観点	評点 (50点満点)
企画内容	業務委託を実施するにあたり、企画提案内容が適正かつ具体的なものか。 (チェックポイント) <ul style="list-style-type: none">・ 事業の趣旨及び県内のこどもの居場所等に係る状況を理解した上で、企画が提案されているか。・ 居場所等について、居場所等の取組状況の把握及び居場所等運営に関するニーズ把握の方法が提案されているか。・ 居場所等運営者や支援者からの相談について、適切な対応方法が提案されているか。・ 関係機関との効果的な連携方法について提案されているか。・ こどもの居場所ポータルサイト及び Facebook ページの活用方法等が効果的に提案されているか。	20点
実現性	事業の実施体制及び事業実績等からして、業務の確実な実施が期待できる者であるか。 (チェックポイント) <ul style="list-style-type: none">・ 居場所等に関する知見を有する人員を確保できるか。・ 業務の遂行に必要な人員及び実施体制を確保できるか。・ 過去3年以内に同種の業務等を実施した実績があるか。	20点
経費の妥当性	必要経費の見積額及び配分は妥当か、安価であるか。	10点

※提案内容の水準を確保するため、審査委員の持ち点合計の6割を最低基準点とする。